

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業の目的

居宅要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な介護保険サービス及び福祉サービスの適切な利用のできるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、生活環境、ご家族等の希望を勘案し、利用する居宅サービス等の種類及び内容等を定めた計画「居宅サービス計画」を作成するとともに、連絡調整その他便宜の提供を行う事を目的とする。

2. 事業の方針

- ① 利用者が要介護状態等となった場合であっても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- ② 利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な健康医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行う。
- ④ 指定居宅介護支援の事業は、市町村・老人介護支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努めて行う。

3. 事業の概要

事業所名	尚古園指定居宅介護支援事業所
所在地	甲府市和田町2948-6
事業者指定番号	1970100176
管理者・連絡先	中村晃紹 055-253-6220
サービス提供地域	甲府市（旧上九一色村を除く）全域

4. 事業所の職員体制

職 種	業 務 内 容	人 員
管 理 者	事業所の統括	1名
介護支援専門員	居宅介護支援全般	1名（内、1名管理者兼務）

5. 営業日・時間・休日

営業日 平日 午前8時30分から午後5時30分

休日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始（12/29～1/3）

（ただし、職員が休日勤務した場合は、営業日に代替休暇を取る事がありうる。）

6. サービス提供の主な内容

- (1) 介護にかかわる相談内容や、要介護認定の申請手続きの代行
- (2) 居宅サービス計画の作成
- (3) 居宅サービス計画作成後の管理（計画の変更等）
- (4) サービス事業者との連絡調整
- (5) 指定介護保険施設への紹介

(6) その他 (必要な援助・苦情受付)

7. 利用料金について (利用者負担)

無料

ただし、介護保険料未納等の理由により被保険者証に支払い方法変更の記載があった場合には、介護保険制度上定められた居宅介護支援費をいただきます。(この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日該当する保険者の介護保険担当窓口へ提出して、払戻しを受けてください。)

8. 相談窓口、苦情処理

- ① 居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

担当 中村晃紹 電話 055-253-6220

- ② その他

市町村の介護保険相談窓口及び山梨県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることもできます。

甲府市介護保険課 電話 055-237-1161

山梨県国民健康保険団体連合会 055-223-2119

9. 秘密保持

サービスを計画及び提供する上で必要な情報について、関係事業所に情報提供をする事があります。ただし、そのご利用者及びそのご家族及び第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び終了後も、第三者には漏らしません。

10. 事故発生時の対応

居宅介護支援事業所の業務の実施にあたって事故が発生した場合には、ご家族及びサービス提供事業者及び利用者の属する市町村等関係機関に連絡し必要な措置を講じます。

【説明確認欄】

サービス契約の締結に当たり、上記の重要事項を説明しました。

事業者	尚古園居宅介護支援事業所
所在地	甲府市和田町2948-6
説明者	所属 尚古園居宅介護支援事業所 氏名 印

サービス契約の締結に当たり、上記の重要事項の説明を受けました。

利用者	住所 氏名 印
-----	------------

(代理人)	住所 氏名 印
-------	------------

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号第4条第1項の規定に基づき、利用申込者又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。